

福岡県公報

平成十八年十二月六日
第二千六百十六号
増刊 ①

公布する。

福岡県人事委員会規則第四十一号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十五号中「とき」を「場合」に改め、「五日」の下に「（複数の当該子を有する職員にあっては六日）」を加える。

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

（人事委員会事務局給与公平課）

（地方課）

人事委員会

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課）

附 則
この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

福岡県人事委員会委員長 谷水央

平成十八年十二月六日

改める。

人事委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百十二号	
長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。	
平成十八年十二月六日	
福岡県選挙管理委員会委員長	田辺俊明
一 病院 糧屋郡の頂中	
特別医療法人栄光会栄光病院	大字別府五八
榮光病院	大字別府七二三
に	を

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一
三五〇円(税込・郵便料別)